

平成 29 年 11 月 27 日

各 位

碧海信用金庫

つみたて NISA でご利用いただける商品について

碧海信用金庫(理事長:石川 澄夫)は、つみたて NISA においてもご利用いただける商品の取扱を下記日程より開始いたしますので、お知らせします。

記

1. 取扱開始時期

	受付開始日	引落開始日
店 頭	平成 29 年 12 月 1 日 (金)	平成 30 年 1 月 4 日 (木) ~
投 信 インターネットサービス	平成 29 年 12 月 25 日 (月)	平成 30 年 1 月 5 日 (金) ~

※つみたて NISA のご利用には「累積投資勘定」が設定された「NISA 口座」の開設が必要となります。新たに口座を開設される場合は 1~2 週間程度要する場合がございます。詳しくはお近くの窓口までお問合せください。

2. 取扱商品の概要

つみたて NISA でお申しいただける商品は、以下の 3 つとなります。

ファンド名	運用会社
野村つみたて日本株投信 (別称: つみたて日本株)	野村アセットマネジメント株式会社
野村つみたて外国株投信 (別称: つみたて外国株)	
野村 6 資産均等バランス (別称: つみたて 6 資産)	

3. 商品選定理由

以下の観点からお客さまの長期的な資産形成に適した商品であると判断しました。

- ①日本や海外の経済成長を享受することが可能であること。
- ②日本及び海外の株式市場の代表的な指数 (インデックス) に連動することを目指すため、値動きが分かりやすく投資初心者のお客さまにも適した商品性であること。
- ③他の類似商品との比較において、信託報酬等の費用がおおむね業界最低水準であること。

以 上

◆投資信託に関する留意事項

- ・投資信託は預金、保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- ・当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行ないます。
- ・投資信託は、元本および利回りの保証はありません。
- ・投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- ・投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- ・投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- ・投資信託の取得のお申込に関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- ・投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等を必ずご確認ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補充書面等は当金庫本支店にご用意しています。
- ・投資信託手数料等の費用は、申込時に直接ご負担いただく費用：お申込手数料お申込金額に応じ、お申込価額に対し、最大3.24%＜消費税込み＞、換金時に直接ご負担いただく費用：信託財産留保額 約定日の基準価額に対し最大0.5%、保有期間中に間接的にご負担いただく費用：信託報酬 純資産総額に対し最大年率2.376%＜消費税込み＞ただし、投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより、上記料率を超える場合があります。その他費用：上記以外に監査費用等、個別の投資信託毎にご負担いただく費用があります。詳しくは各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

◆NISA（少額投資非課税制度）に関する留意事項

- ・NISA 口座の開設は、1人1口座に限られ、複数金融機関に申し込むことはできません。
 - ・本制度の対象となる商品には、公募株式投資信託、上場株式、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）などがありますが、当金庫ではそのうちの公募株式投資信託を取扱っています。
 - ・各年120万円の非課税投資枠は、その年にしか使うことができず、未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
 - ・他の口座との損益通算はできません。また、非課税口座内で譲渡損が発生したとしても繰越控除することはできません。
 - ・非課税口座内で保有している投資信託等を一度売却すると、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
 - ・公募株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、本制度のメリットは受けられません。
- ※今後の税制改正等により、記載内容が変更となる場合があります。

◆ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関する留意事項

- ・ジュニアNISA口座は、1人1口座（1金融機関）しか開設できません。また、NISA口座と異なり、金融機関の変更はできません。金融機関によって取扱い商品やサービスがそれぞれ異なりますので、お客さまのご希望に合わせてご選択ください。
- ・ジュニアNISA口座での損失は、ジュニアNISA口座以外（特定口座や一般口座）で保有する投資信託などの売買益や分配金などとの損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。
- ・ジュニアNISA口座で保有している投資信託などを一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰越することもできません。
- ・投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、ジュニアNISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のためジュニアNISA制度上の非課税メリットを享受できません。
- ・18歳（※）までは、原則として払出すことはできません。それ以前に払出す場合は、災害等の場合を除き、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税とされた譲渡益や分配金などに対して課税されます。
※口座名義人が、3月31日時点で18歳である年の前年12月末（例：高校3年生の12月末）

◆つみたてNISAに関する留意事項

- ・つみたてNISAで購入できる金額（非課税投資枠）は年間40万円までです。銘柄の入れ替えも、買付金額分、非課税投資枠が消化されます。
- ・つみたてNISAをご利用いただくにあたり、定期的、継続的に積立投資を行なう定時定額購入取引契約をお申込みいただく必要があります。
- ・20年の非課税期間経過後、翌年の非課税投資枠に保有商品を移管することはできません。
- ・つみたてNISAにかかる積立契約による買付けいただいた投資信託の運用管理費用（信託報酬）等の内容については、原則年1回お客さまへ通知いたします。
- ・つみたてNISAに累積投資勘定を設けた日から10年経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日（以下基準経過日）ごとに、つみたてNISAを開設いただいたお客さまのお名前、ご住所について確認させていただきます。なお、基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたてNISAへの投資信託の受入が出来なくなります。

碧海信用金庫

登録金融機関：東海財務局長（登金）第66号

加入協会：日本証券業協会